

## Katsuda Synergy Migration

Katsuda Synergy Migration collaborates with Katsuda Synergy Lawyers

Level 13, 111 Elizabeth Street  
Sydney NSW 2000  
T: 02 9146 4745  
F: 02 8088 1257  
E: [contact@ksmigration.com.au](mailto:contact@ksmigration.com.au)  
W: [katsuda.com.au](http://katsuda.com.au) | [ksmigration.com.au](http://ksmigration.com.au)

2020年9月2日

### Travel restriction exemption (渡航規制の適用除外措置) 対象者に適用される Priority Migration Skilled Occupation List (PMSOL) が発表されました

現状オーストラリアは入国制限を行っており、入国を許可しているのはオーストラリア国籍／永住者やその家族、またオーストラリアに居住するニュージーランド国籍者に限定されており、それ以外の者は渡航制限の適用除外（Travel restriction exemption）の許可を得る必要があります。

Travel restriction exemption は、医療従事者、重要スキル保持者 (IT エンジニア等)、外交官、人道的な理由や酌量すべき事情のある者に対して入国を許可していますが、この度、豪州ビジネスにスポンサーされる就労ビザ保持者のノミネート職が **Priority Migration Skilled Occupation List (PMSOL)** に該当する場合は、Travel restriction exemption 申請の対象に含める旨が発表されました。PMSOL は以下 17 種の職業が該当します。

Media Release : <https://minister.homeaffairs.gov.au/alantudge/Pages/supporting-australian-business-to-fill-critical-skills-needs.aspx>

#### PMSOL 職業リスト (ANZSCO Code)

- Chief Executive or Managing Director (111111)
- Construction Project Manager (133111)
- Mechanical Engineer (233512)
- General Practitioner (253111)
- Resident Medical Officer (253112)
- Psychiatrist (253411)
- Medical Practitioner nec (253999)
- Midwife (254111)
- Registered Nurse (Aged Care) (254412)
- Registered Nurse (Critical Care and Emergency) (254415)
- Registered Nurse (Medical) (254418)
- Registered Nurse (Mental Health) (254422)
- Registered Nurse (Perioperative) (254423)
- Registered Nurses nec (254499)
- Developer Programmer (261312)
- Software Engineer (261313)
- Maintenance Planner (312911)



対象となる職業は、既に Travel restriction exemption の対象として認めている医療従事者と IT エンジニアが主となりますが、豪州ビジネスの再興支援の目的もあることから、CEO/Managing Director も入っています。

## PMSOL の職業に該当する場合

- ▶ オンラインで Travel restriction exemption の申請手続きを行います。  
(<https://travel-exemptions.homeaffairs.gov.au/tep>)
- ▶ 少なくとも渡航予定日 2 週間前を目処に申請することが望ましいとされています。
- ▶ 審査は個別に行われますが、PMSOL 職に該当する場合は優先的に審査が行われます（数日以内に承認されることが予想されます）。

## PMSOL の職業に該当しない場合

- ▶ PMSOL 職に該当しない場合でも、Travel restriction exemption の申請は可能ですが、承認の確率やスピードは、申請理由や大使館／政府／行政機関などからのサポートレターの有無も影響します。
- ▶ 審査は個別に行われ、審査に要する時間は政府機関などからのサポートレターや支援によっても変わります。
- ▶ 少なくとも渡航予定日 2 週間前を目処に申請することが望ましいとされていますが、優先順位が高くないため、余裕をもって最低でも渡航予定日の 1 ヶ月前までには申請するのがよいでしょう。

この情報が必要な方へ転送いただければ幸いです。

弊所は、COVID-19 関連の法律情報共有サイトを立ち上げました。

同サイトでは、サイト内で共有させていただくことを条件に、事業主様からのご質問に無償でお答えします。

**配信希望はこちらから**

<https://www.lawshare.community>

## 免責事項

Katsuda Synergy Group Pty Ltd trading as Katsuda Synergy Lawyers、Katsuda Synergy Migration Pty Ltd、LawShare Pty Ltd (以下「KS Group」といいます。)は、当資料に掲載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。セミナー資料の場合は、セミナー内の説明で補填された情報は資料に含まれていないので、

- 当資料に掲載している情報は、一般的なガイダンスに限定されています。
- 資料内の和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。
- 法律の適用およびそのインパクトは、特定の事実関係によって大幅に異なることがあります。法律、規則、規定は、常に変更が加えられること、および電子的通信手段に（不可避的）に内在する危険性や問題点を踏まえ、当資料に掲載される情報は、その情報提供が遅れたり、欠落したり、また不正確である可能性もあります。

したがって、著者あるいは発行者は、この資料においては法務あるいはその他の専門的なアドバイスあるいはサービスを提供しているものではないという認識で、当資料の情報を提供しています。そのため、当資料に掲載されている情報を、専門的な法務、その他の権限あるアドバイスの代用として用いるべきではありません。当資料の情報に基づき具体的な決定や行為を起こす前に、KS Group の専門家に相談することが肝要です。

当資料では、信頼できる情報源から得た情報を、確実に掲載するようあらゆる努力をしておりますが、KS Group は、間違い、情報の欠落、あるいは、掲載されている情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとし、当資料に掲載されている全ての情報は、その時点の情報が掲載されており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは、情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとし、また、あらゆる種類の保証、それが明示されているか示唆されているかにかかわらず、また業務遂行、商品性、あるいは特定の目的への適合性への保証、また、これらに限定されない保証も含め、いかなることも保証するものではありません。

いかなる場合にも、KS Group、その関連するパートナーシップ、法人、パートナー、代理人、ならびに従業員は、当資料に掲載されている情報によって決定を下したり、あるいは行為を起こしたことにより、結果的に損害を受け、特別なあるいは同類の損害を蒙ったとしても、またその損害の可能性について言及していたとしても、一切の責任を負いません。

当資料で掲載されている外部サイトへのリンク（あれば）は、第三者が運営しているもので、KS Group は管理していません。KS Group が、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証ないし推奨するものではありません。

\*KS Group は、オーストラリアにおける法律サービスネットワークのメンバー法律事務所およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、法律情報や実務ツールの提供および各分野の法律アドバイスをクライアントに提供しています。